

施工条件明示書

(広島高速給排水設備その他改修工事)

1. 作業時間及び関連業者について

- (1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。
 - 1) 昼間作業 8:30～17:15 (準備・後片付け等を含む)
※ただし、供用中の道路上での作業等は、9:00～16:30 までとする。
- (2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。
 - 1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、E T C 設備保守点検等)
 - 2) 公社維持業者 (道路維持工事等)
 - 3) 公社交通管制業者 (以下、管制員という。)
 - 4) 公社料金收受業者 (以下、收受員という。)
 - 5) 公社が発注する工事の施工業者
 - 6) その他関連業者

2. 施工について

- (1) 本工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。
- (2) 地下通路での作業においては、收受員の動線を確保したうえで安全に配慮すること。
- (3) 事前に既存部分の調査を行い、施工段階で手戻りがないよう留意する。なお、調査の結果、設計図書によることが困難な場合や補修等を追加する必要がある場合、疑義が生じた場合などが生じた際には監督員と協議を行い、必要に応じて設計変更の対象とする。
- (4) 広島高速道路公社本社に関する施工は、令和6年3月29日までに完了すること。
- (5) 広島高速道路公社本社における既設との切り替え作業は、影響が少なくする工夫 (例 閉庁日に作業を行うなど) を行うこと。
- (6) 広島高速道路公社本社における排水ポンプユニット (新設) の設置場所については、事前に橋脚施工部及びケーブル延長等を考慮し、位置確認を念入りに行うこと。
- (7) 広島高速道路公社本社の既設排水ポンプユニット及び接続配管の清掃を行うこと。また、下水に圧送し、新設との切り替え前までに空にすること。その後、発生土等を用いて槽内埋め戻しを行うこと。
- (8) 温品パーキングエリア用受水槽の施工は、部品を分割搬入するなど工夫し、交通規制を行わないことを想定している。

3. その他

- (1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。